

静岡県訓令甲第10号

本 庁  
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の 処理) 第75条 (略)	(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の 処理) 第75条 (略) <u>(公文書の持ち出し)</u> 第75条の2 公文書は、庁舎の外に持ち出して <u>はならない。ただし、文書管理者の許可を受 けた場合は、この限りでない。</u>
(電磁的記録の管理方法) 第76条 (略)	(電磁的記録の管理方法) 第76条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。